

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：34428

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730008

研究課題名(和文)紛争の場におけるフェア・ユース アメリカ著作権法理は実務で活かされているか

研究課題名(英文)Fair Use in Disputes: Is the Doctrine of U.S Copyright Effectively Utilized on A Practical Level?

研究代表者

家本 真実 (Iemoto, Mami)

摂南大学・法学部・准教授

研究者番号：10411703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ著作権法では、他人の著作物を許諾を得ずに使用し、新たな著作物を制作しても、フェア・ユース(公正な使用)であるとされれば著作権侵害としないことを定めている。しかしどのような場合にフェア・ユースだと判断されるのかを先例から見極めることは非常に難しく、実務においてこの法理が役立っているといえるのか、議論になることも多い。

そこでこの研究では、著名な芸術家の現代アート作品をめぐっておこなわれた裁判をフェア・ユースが争われる最近の事例の1つとして取り上げて検討し、芸術のコミュニティにおいて他人の作品を使用する際の指針としては不十分であり、さらなる判決の積み重ねが必要であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： Fair use is a defense against copyright infringement claim and justifies a use of copyrighted work without permission from the copyright owner. Since courts have drawn no bright line between what fair use is or not and their decisions are case-by-case basis, it is often criticized that fair use is not useful on a practical level.

In this research, I focused on a case over a series of artworks done by a well-known artist for appropriation which is borrowing pre-existing works and images by others to make new artworks. This case has got considerable attention because of his celebrity and the contrary decisions by the U.S. district court and the circuit court. Both decisions did not clearly explain what kind of use of pre-existing works could be fair, and that leads to the criticism of the courts' ambiguous attitude on fair use disputes. Analyzing these decisions, I pointed out that further decisions would be expected for a fair use guideline in art community.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：著作権 フェア・ユース アメリカ 芸術 現代アート アプロプリエーション

## 1. 研究開始当初の背景

アメリカ著作権法において、他者の著作物を許諾を得ることなく使用した場合であっても、一定の要素を考慮したうえでその使用が公正 (fair) であるとされれば著作権侵害ではないとするのが、フェア・ユース (fair use) の法理である。フェア・ユースは判例の積み重ねによって形成されてきた法理であり、のちに 1976 年著作権法 107 条にも明記されることとなったが (17 U.S.C. §107)、どのような場合にフェア・ユースであるとされるのが予測しづらいといった指摘がなされるなど、議論的となることの多い法理の 1 つでもある。

1976 年著作権法 107 条には、フェア・ユースとされる例として、批評、解説、ニュース報道、教授 (教室での使用を目的とする複製部のコピーを含む)、研究、調査の 6 つの目的で他者の著作物を無断で複製する場合が挙げられたうえで、これらの 6 つ以外の目的で複製する場合においても、おもに 4 つの要素を考慮したうえで、フェア・ユースであるとされる可能性があることを示している。その 4 つの要素とは、①使用の目的および性質、②原著作物の性質、③使用された原著作物の量とその実質性、④使用によって原著作物の市場に与える影響、である。

過去にフェア・ユースが争われた例としては、発売予定の書籍について雑誌で紹介する記事を掲載するにあたって、その一部を抜粋して掲載したところ、その書籍の本質的で主要な部分を引用しているとして、批評であっても商業的な目的であればフェア・ユースとはいえないと判示したもの (*Harper & Row Publishers, Inc. v. Nation Enterprises*, 471 U.S. 539 (1985)) や、ロック・ミュージックの原曲について、ラップ・グループがパロディ曲を制作して発売したことにつき、原曲をパロディというかたちで変形して (transformative) いると認められるためフェア・ユースであるとしたもの (*Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc.*, 510 U.S. 569 (1994)) などがある。

このフェア・ユースについては、日本の著作権法にも導入することがたびたび議論されていたこともあり、本研究の開始前から興味をもって調査を始めていた。とくに近年はテクノロジーの進化にともなって、簡単に他者の著作物を複製できるようになってきたことから、テレビで放映された番組や映画の録画機器や、コンピューターのプログラムなどに関するフェア・ユースが問題となることが多かった。これらの問題においては、技術的な側面が大きく取り上げられていたが、より伝統的な事例に近いようなかたちでフェア・ユースが問題となる事例があるのか、あればどのようなものなのかについて、あまり日本で詳しく紹介されていないという状況があった。そこで、最近、フェア・ユースが

争いとなる事例で、やや伝統的な例に近いようなものがあるのか、あればどのような事例なのかを調査してみると、フェア・ユースについて再検討することができるのではないかと考えるに至った。

## 2. 研究の目的

本研究では、①フェア・ユースが争われる最近の事例にはどのようなものがあるのか、②そのような事例について裁判がおこなわれている場合は、裁判所がどのような要素を考慮してフェア・ユースであると判断し、または判断しなかったのか、③さらにそうした裁判で争われた事例と類似の状況において他者の著作物を使用することを考えている者にとって、どういう使用がフェア・ユースであるといえるのか、反対にどういう使用が著作権侵害とされるのかという裁判所の判断は、自らの作品制作におけるリスクを見極めるにあたって有用であるはずのところ、裁判所が先例や指針として実際に役立つといえるような判断をおこなっているといえるのか、を分析することを目的とした。

フェア・ユースは日本において導入が検討されているということから、アメリカの事例について紹介することは、日本の著作権法にもフェア・ユース規定が必要なのかどうかを議論する際に参考になると思われる。また、日本でのフェア・ユース規定の導入の是非の検討以前に、アメリカにおいて日本の著作物が許諾を得ることなく使用された場合に、著作権侵害であるとして訴えを起こすとすれば、アメリカの著作権法に則して判断がおこなわれることになる。現在のように、インターネットを介して簡単に著作物そのものやそのイメージなどが複製されることが可能であることからすれば、日本の著作物がアメリカにおいて使用される可能性は大いにあるといえるし、そのような場合に相手方と争いになれば、相手方はその使用がフェア・ユースであり著作権を侵害していないと主張してくることも考えられる。

このように、日本の著作物もアメリカ著作権法の下で争いに巻き込まれることが考えられるという点からも、アメリカのフェア・ユースについて、これまであまり紹介されていない事例についての理解を深めるような研究をおこなうことは、意義のあることだと思われる。

## 3. 研究の方法

おもに、フェア・ユースに関する最近の裁判例を調査したうえで、注目されている事例を探し出し、当事者の主張や、裁判所の判断がどのようなものかを分析することによって、最近の事例におけるフェア・ユースの現

状や今後の課題を考察することとした。

判例や参考となる文献や資料については、まずは日本国内で入手可能な書籍や資料を収集したり、アメリカ法のデータベース (Westlaw) やインターネット上の関係サイトを使用して可能な限りの調査をおこなった。そのうえで、アメリカにおいても資料収集をおこなった。日本国内ではとくに雑誌類の資料について、直接目にするのが難しいものもあるうえ、現地でも調査してはじめて探し当てることができるような資料もあるだろうと思われたため、アメリカではおもに、ロースクールの図書館や一般の市民向け図書館などで資料を収集することとした。

さらに、とくに芸術作品についてのフェア・ユースに研究の焦点を合わせることでからは、今まで持ち合わせていなかった芸術に関する知識、とくに現代アートについて情報を得る必要が出てきたため、芸術一般に関する書籍などを収集して参照したり、アメリカでは芸術関係の資料を専門的に収集している図書館を訪ねて資料収集をおこなった。

また有形の資料だけではなく、著作権の研究者や芸術関係者の意見を聞き、それらを有効に活用すべきだと感じたため、日本で著作権に関する講演などを聴講したり、アメリカのロースクールで著作権法の研究をおこなっている研究者を訪ねて話を伺ったりした。また芸術に関しては、日本で著作権の問題をテーマに作品を制作している芸術家や、そのような芸術作品を取り扱う美術館・ギャラリー関係者などに対してフェア・ユースをどう考えるかなど質問するなどして、参考となる意見をいただいた。他にアメリカ訪問中に、美術館で、展示している作品について、学芸員の方が一定のテーマを掲げて館内の作品を訪ね歩きながら解説をおこなうといった催しがおこなわれている場合には、可能な限り参加して、芸術に関する基本的な知識を得るよう努めた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 初年度

2年間の研究のうち、1年目は、フェア・ユースの現代的な問題としてどのような事例があるのかを探ることを当初の目的とした。そこで、判例を最近のものから遡って調査したり、著作権法やフェア・ユースに関する論文や記事などを探していくうちに、他人の著作物を使用して新たに制作された芸術作品がフェア・ユースであるといえるのかどうか、たびたび裁判で争われていることがわかってきた。そこで、フェア・ユースの現代的な争いとして芸術作品に関する事例を取り上げることとして、芸術作品のなかでも具体的にどのような事例が争いになっているのかを見極めることとした。

そのような調査の過程で、アメリカの現代美術アーティストとして著名な Richard Prince が、フランスの写真家である Patrick Cariou の写真をコピーして拡大したり、部分的に切り取ったりしてキャンバスに貼り付け、その上から絵の具を塗るなどして制作した 28 点ほどの作品が、著作権侵害であるとして Cariou に訴えられた事件があること、そしてそれについて地方裁判所の判決 (*Cariou v. Prince*, 784 F.Supp.2d 337 (S.D.N.Y. 2011)) が出されたばかりであることがわかった。Prince のこのような作品の制作手法は「アプロプリエーション (appropriation)」と呼ばれる現代アートの手法の 1 つであり、他者の著作物を自らの作品に流用して新たな作品を制作する。Prince はアプロプリエーションによって多くの作品を制作しており、しかもその作品が非常に高値で取引され、顧客に著名人も多く含まれていることから、現代アートの世界に限らず広くその名を知られたアーティストである。

そうした理由で、この事例は法学の研究者や法曹だけでなく、芸術関係者からも広く注目を集めていた。そこで、本研究の目的である、実際の争いにおいて指針となり得るような判断を裁判所がおこなっているのかどうかを分析するにあたって、この事例は最適であると考えたため、以後、この事例を中心に、芸術作品に関するフェア・ユースについて研究をおこなうこととした。

そこでまず、*Cariou* 第 1 審判決以前に、他者の芸術作品を流用したアプロプリエーション・アートの作品がないかどうかを調べたところ、やはり写真家がファッション雑誌のために撮影した写真を、現代アートの芸術家が流用して絵画に仕立てた作品が、著作権侵害であるとして提訴され、芸術家がフェア・ユースを主張している先例 (*Blanch v. Koons*, 467 F.3d 244 (2nd Cir. 2006)) があつたため、この *Blanch* と *Cariou* 第 1 審判決とを比較して、*Cariou* 第 1 審判決を評価することとした。*Cariou* 第 1 審判決においては、問題となった Prince の 28 点の作品を全体的にとらえて判断をおこなっており、28 点のそれぞれにおいて、どの部分がフェア・ユースであると言えるのかを詳細に分析せずに、裁判所がこれらの作品をフェア・ユースとはいえないとの判断をおこない、原告である写真家の Cariou を勝訴としていた。そこで、他者の作品を流用して芸術作品を制作しようとする者にとって、どのような使用であれば著作権侵害とならないのかが不明であり、今後の類似の事例において先例として有用であるとはいえないこと、また芸術のコミュニティ内でもアプロプリエーションという手法に対する評価は大きく分かれており、アプロプリエーションは盗作だとかフリーライドにすぎないとの考えもあることが、アプロプリエーション・アートに関して争いが起こる原因の 1 つとなっていることを、おもに指摘した。

この初年度の研究については、「アプロプリエーション・アート (appropriation art) におけるフェア・ユース—*Cariou v. Prince*, 784 F.Supp.2d 337 (S.D.N.Y. 2011) を中心に」というタイトルで、2013 年発行の撰南法学 46 号 29-92 頁に発表した。

## (2) 最終年度

2 年目は、同時に最終年度でもあるため、1 年目の間に控訴審での弁論がすでにおこなわれていた *Cariou* 事件の判決が出されれば、より有意義な研究をおこなうことができると考えていたところ、運良く控訴審判決 (*Cariou v. Prince*, 714 F.3d 694 (2d Cir. 2013)) が示されたため、早速、この控訴審判決と第 1 審判決との違いを検討し、控訴審判決においてはフェア・ユースに関してどのような判断がおこなわれたのかを分析することとした。

控訴審判決は、第 1 審判決とは正反対の立場を示したともいえる内容で、*Prince* の作品のうち 5 点を除くすべてについてフェア・ユースであると判断したうえで、5 点については地方裁判所に差し戻して、フェア・ユースであるかどうかの判断を再度行うように指示した。

控訴審判決の最も大きな問題は、第 1 審判決と同様、フェア・ユースであるとされた作品に関して、それぞれの作品の構成要素として使用されている原著作物の使用に関して、どういう点がフェア・ユースであると判断できるのかを、個別に示さなかったことである。

さらにこの控訴審において控訴裁判所が示した判断で特筆すべきものの 1 つは、著作権を侵害していると主張されている被告が、フェア・ユースを判断するための要素の 1 つとしてアメリカ著作権法 107 条にも示されている「原著作物をどういう目的や意図で使用したか」という点について、被告本人が説明をしなくてもよいし、説明したとしてもその説明をこの要素の判断材料として考慮する必要はないと述べたことである。芸術作品に関してフェア・ユースが争いとなった先例においてはほぼ、被告がなぜ原著作物を使用したのかについて詳細に説明しており、*Cariou* 控訴審判決もこの点については認めている。しかし、被告本人の説明がなくとも、「合理的な観察者」がその使用における意図を判断すればよい、とした。しかし、「合理的な観察者」とはだれを指すのかについては明言しなかったため、かえって、誰を「合理的な観察者」とすべきなのかについて、今後どうすべきなのかという疑問を呼び起こすことになってしまった。

さらに、この *Cariou* 控訴審判決が、その後の判決に何らかの影響を及ぼしていると考えられるかどうかを考察するため、これ以後の芸術作品のフェア・ユースに関しておこなわれた判決で、*Cariou* 控訴審判決を引用しているもの 3 件についても、分析をおこなっ

た。結果的には、控訴審判決における上述のような特徴的な判断がこれら 3 件の判決において踏襲されているとはいえ、他者の芸術作品を使用して新たな芸術作品を制作する際に、どういう使用であればフェア・ユースであり著作権侵害だと非難されることがないのかについて、*Cariou* 控訴審判決が指針となるような判断をおこなったと言えるような状態ではなく、今後の類似の事例に関する判決の積み重ねによって、芸術作品におけるフェア・ユースについての指針が形成されていくことが期待されること、そしてそうした指針があることで、芸術はさらなる発展が可能であることを指摘した。

こうした最終年度の研究成果については、「現代アートのフェア・ユース—*Cariou* 判決から浮かび上がる課題」というタイトルで、2014 年 8 月発行予定の撰南法学 49 号に掲載されることとなっている (掲載頁については、本報告書作成時点で印刷中のため未定)。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 家本真実 「アプロプリエーション・アート (appropriation art) におけるフェア・ユース—*Cariou v. Prince*, 784 F.Supp.2d 337 (S.D.N.Y. 2011) を中心に」撰南法学 46 号 29-92 頁 (2013) (査読有)
- ② 家本真実 「現代アートのフェア・ユース—*Cariou* 判決から浮かび上がる課題」撰南法学 49 号 (2014) (掲載頁については、本報告書作成時点で印刷中のため未定) (査読有)

[その他]

ホームページ等

雑誌論文については所属機関である撰南大学の機関レポジトリにおいて公開予定。

撰南大学学術機関レポジトリ

<https://setsunan.repo.nii.ac.jp/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

家本 真実 ( Mami IEMOTO )

撰南大学・法学部・准教授

研究者番号：10411703

以上